

〔論説〕

## 管理栄養士とは ～歴史・制度・現状～

齋藤 長徳<sup>1)</sup> 吉岡 美子<sup>1)</sup>

### 1. はじめに

近年、メタボリックシンドロームに始まる生活習慣病の増加や高齢化が進む中、健康管理の重要性がますます高まっている。行政の取り組みにおいても国民の健康増進のための食生活指針等が発表されているように、日常の食生活のあり方と健康との関連性は大きい。そのキーパーソンとなっているのが管理栄養士の存在である。現在、管理栄養士・栄養士は保育所、学校、保健所・保健センター、医療機関、関係団体、民間企業等のさまざまな分野で活躍しているが、保健・医療・福祉の分野において施設や種々のサービスの増加や個々人の栄養管理の重要性が確認されてきたことにより、高度な知識や技術が求められ、管理栄養士の必要性は高まっている。

栄養士法(2000年改正)において「管理栄養士」<sup>\*1</sup>と「栄養士」<sup>\*2</sup>について定義されている。よく言われる「管理栄養士」と「栄養士」の違いは、まず免許交付者であり、管理栄養士は厚生労働大臣から、栄養士は都道府県知事から免許を受ける。また管理栄養士を名乗るには、管理栄養士課程を卒業した者もしくは栄養士であって規程の実務を経験した者が管理栄養士国家試験を受験し、合格した者のみ名乗ることができるとなっているが、その定義や業務内容の区別は判然としていない。

この章では、管理栄養士の変遷を中心に、制度の移り変わり、また現状について述べる。

※1:管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

※2:栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

### 2. 歴史・制度

栄養士の養成は、1925年(大正14年)、佐伯矩が栄養学校を設立したことをもって始まり、翌1926年第1回卒業生13名の栄養士が誕生する。1945年、栄養士規則及び私立栄養士養成所指定規則が公布され、栄養士の資格が地方長官の免許制として公式に定められた。免許は厚生大臣の指定した養成施設を卒業した者(修業年限1年以上)または厚生大臣が行う栄養士試験(実務経験1年以上)に合格した者に対して申請により交付された。1947年栄養士規則は廃止され、栄養士法に引き継がれ、栄養士免許は都道府県知事が交付することとなった。以後現在に至るまで栄養士の法的根拠は栄養士法であり、数度の改正が行われてきた。1949年第1回栄養士試験が実施され、1950年の改正で修業年限等2年以上となる。

1962年の改正で栄養士の上級資格としての管理栄養士資格(国家資格)が創設された(図1)。このときの管理栄養士は厚生省への登録制とし、登録資格は厚生大臣が行う試験合格者または大臣が指定する管理栄養士養成施設を修了した者であった。その後1985年改正で栄養士免許は全て厚生大臣の指定した栄養士養成施設を卒業した者に与えられるとし、栄養士試験は廃止された(図2)。また管理栄養士の登録は、全て管理栄養士国家試験合格者に対して行うこととし、1987年、第1回管理栄養士国家試験が実施され、以後毎年行われている。そして現在の制度は2000年の改正(図3)からで、管理栄養士の定義が上記<sup>\*1</sup>のように明確化され、資格が登録制から免許制、試験科目の免除廃止、実務経験の延長、医師の指導規定創設などに見直された。以前の管理栄養士の定義は「栄養士業務の複雑または困難な栄養の指導業務に従事する適格性を有する者」という極めて曖昧な表現であった。

以上のような変遷のなかで、注目すべきは2000年の栄養士法の改正である。この改正は、1998年の管理栄養士の等の資質向上を目指した「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」報告書での「モノ」から「ヒト」への転換によって導かれた。2001年には管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等の見直しが行われ、その新カリ

1) 青森県立保健大学健康科学部栄養学科

Department of Nutrition, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

◆管理栄養士・栄養士制度の変遷

①1962年改正栄養士法

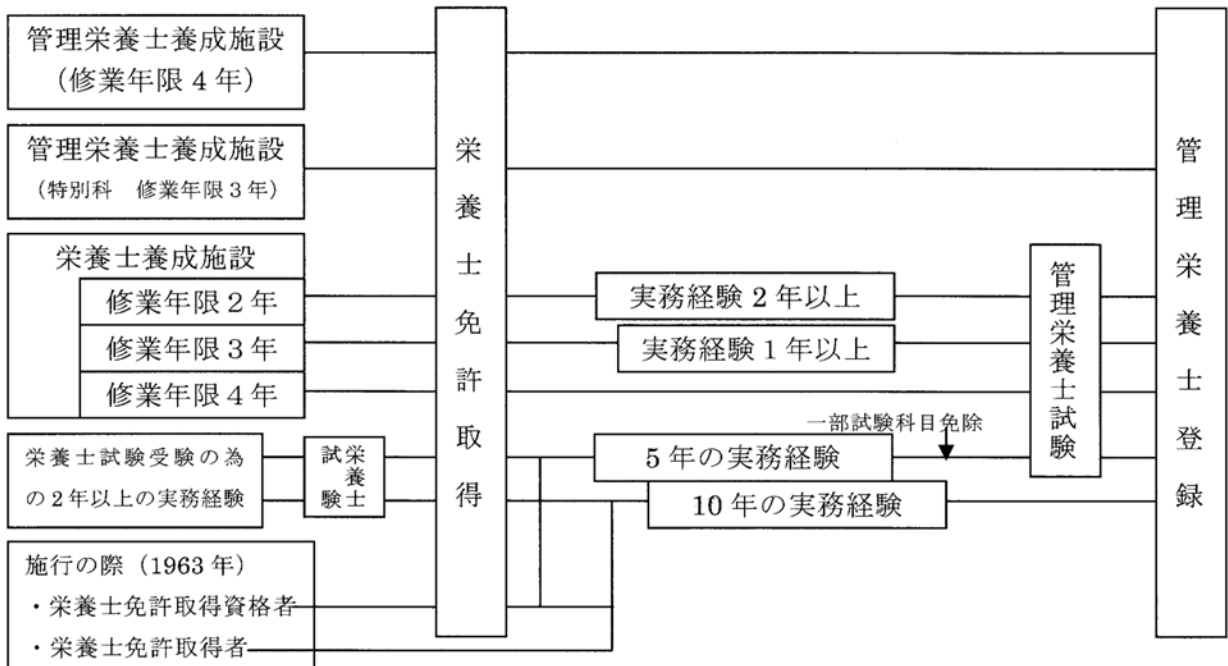


図1 管理栄養士資格登録までの流れ

②1985年改正栄養士法

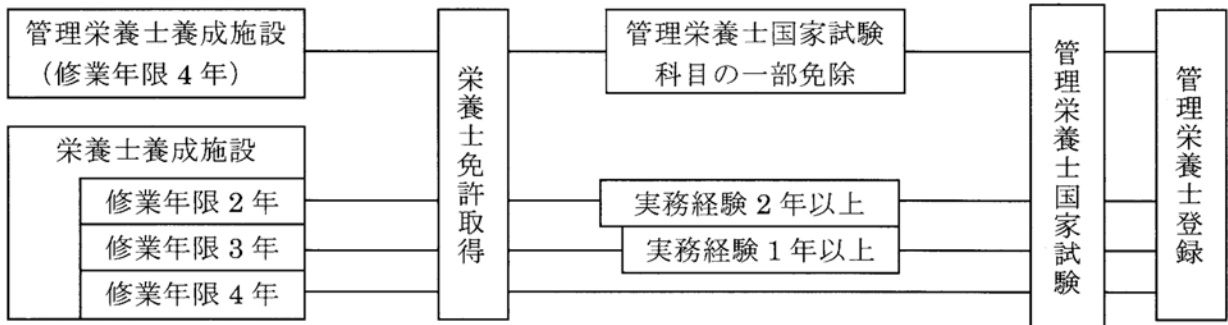


図2 管理栄養士資格登録までの流れ

③2000年改正栄養士法

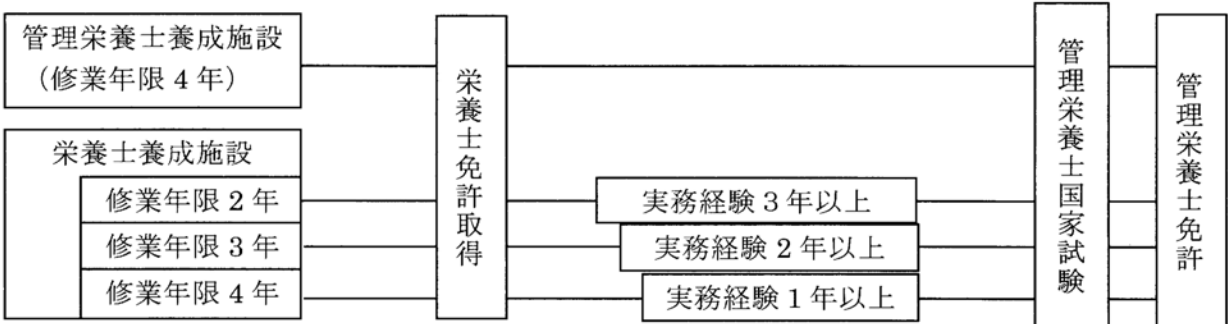


図3 管理栄養士免許取得までの流れ

キュラムでの管理栄養士に合わせるように、健康増進法、食事摂取基準、食育基本法、改正介護保険、医療制度改革（診療報酬・特定健診保健指導）などが見直された。

管理栄養士登録者数は、1965年に1671名、1975年に9,878名、1985年28,097名、1995年に71,733名、2005年122,806名である。しかしながら医師・薬剤師等と異なり2年制の届け出制度がないため、実際の管理栄養士資格での就業者数は不明である。衛生行政報告の給食施設別では、2004年の配置数は管理栄養士36,688名とある。

また、管理栄養士国家試験については、2000年改正の栄養士法に則して実施された2006年第20回から大きく変化し、最近の国家試験の合格率は実務経験を経た栄養士養成課程卒業者が10%前後、管理栄養士養成課程新規卒業者は70～80%前後と大きな差がみられる。

### 3. 現状

前述したように、制度は幾度となく改編されている。その経過の中で管理栄養士の必置や努力義務としての配置が様々な法令で規定されている。たとえば栄養士養成施設指導要領管理栄養士学校指定規則や健康増進法による特定給食施設などがある。また社会保険診療報酬や介護保険報酬では、対象者個々の栄養管理を目的とした、管理栄養士が業務を行うことで報酬申請できる領域があり、さらに2008年4月から施行されている特定健診・保健指導の担当者として医師・保健師に並んで管理栄養士が担うこととなっている。これらが職域拡大・業務独占への大きな因子となっている。

戦後の栄養改善（栄養失調）の中で、家政系を中心とした栄養士・管理栄養士の活動は、十分な役割を果たしたと言える。管理栄養士の業務・業種は医療機関、高齢福祉、行政、児童福祉、障害福祉、学校、企業、研究など多岐に亘り、人の生活のあらゆる場で関わりをもっているし、もつことが肝要である。しかしこれからの管理栄養士は、この職域において栄養士法2000年改正の目的にある人間栄養学を中心とした業務・活動を行い、専門性を確立しなければならない。このことによって栄養士が行なう「給食運営」と、栄養治療や栄養管理に関して専門的に多くの時間をかけて学習し国家試験を経た管理栄養士が行なう「栄養管理」および「給食経営管理」の業務のすみ分けが可能となり、広くその役割が社会に認知されることとなるだろう。そのためには、医療職への位置づけ、業務独占、管理栄養士・栄養士・調理師の明確な業務区分、管理栄養士のカリキュラム問題、特に他医療職に比し少ない臨地実習時間問題など、山積しているさまざまな問題を解決する必要がある。今後は二重構造（栄養士免許を取得してから管理栄養士免許を

取得する）ともいえる栄養士法を改正し、地位の確立は当然のこと前記の問題解決にあたることが急務である。現在、これについては職能団体などの関係機関等で活発に議論されている。

### 引用・参考文献

- 1) 鈴木道子 2008、「日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷」東北大学大学院教育研究科研究年報 第57集, 第1号, pp445-457
- 2) (社)日本栄養士会栄養士制度検討会 2007,「栄養士制度検討会報告書」